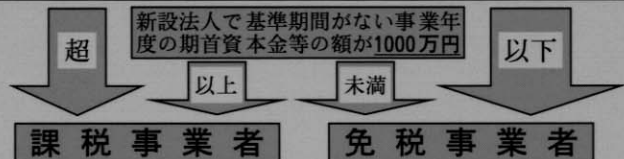


課税事業者の判定

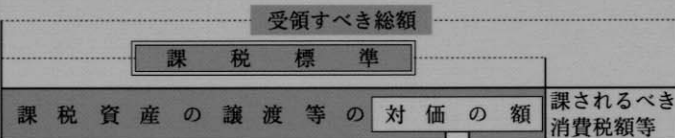
課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円

平成16年3月31日までに開始した課税期間については、
課税売上高3000万円と判定する

「基準期間における課税売上高」は、税抜課税売上高（免税売上高を含む）から売上げに係る税抜対価の返還額を控除した金額となる。

- ① 基準期間とはその事業年度の前々事業年度をいう（法2①十四）。
- なお、前々事業年度が1年未満である場合は課税期間の開始の日（16.1.1）の2年前の日の前日（14.1.1）から同日以後1年を経過する日（14.12.31）までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいう（法2①十四かつ書）。
- ※ 〇 書は例示である。
- 2 基準期間が1年でない法人について、基準期間における課税売上高を1年分に換算（課税売上高÷月数×12）した上で、1000（3000）万円以下かどうかを判定する（法9②二）。
- 3 基準期間が免税事業者であった場合は、消費税等が課されていないので、税抜処理せずに基準期間の課税売上高を計算する（基通1-4-5）。

課税標準



対価として收受し又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他の経済的な利益の額

① 收受すべきとは、課税資産の譲渡等に係る当事者間で授受することとした対価の額であるから、課税資産等の価額（時価）とはならない（基通10-1-1）。

法人税調査等で低廉譲渡と認定し、時価との差額が寄附金として処理する場合であっても、実際に授受すべき対価の額に異動がないことから消費税についての更正（修正）は要しない。

1 その他の対価の額

区 分	対 価 の 額
原材料等の支給による加工等	製造販売契約の方式により原材料等の有償支給を受けている場合 加工等を行った製品の譲渡に係る金額（基通1-4-3(1)）
	貸加工契約の方式により原材料等の無償支給を受けている場合 加工等に係る役務の提供に係る金額（基通1-4-3(2)）

課税資産と非課税資産の一括譲渡

それぞれの資産の譲渡に係る対価の額について合理的に区分した価額

合理的に区分されていない場合

これらの資産の譲渡の対価の額をそれぞれの資産の譲渡の時ににおける価額（時価）の比により区分した価額（令45③）

2 特 則

区 分	対 価 の 額	
	原 則	特 則
法人の役員に対する低額譲渡（その譲渡の時ににおける資産の価額に相当する金額のおおむね50%に相当する金額に満たない場合）	譲渡時における資産の価額（時価）（法28①ただし書）	その資産（棚卸資産に限る）の課税仕入れの金額以上の金額で、かつ、その資産の通常他に販売する価額のおおむね50%以上に相当する金額であるとき 実際の対価の額（基通10-1-2なお書）

② その資産の譲渡が、役員及び使用人の全部につき一律に又は勤続年数等に応ずる合理的な基準により普遍的に定められた値引率に基づき行われた場合には、実際の対価の額が資産の譲渡金額となる（基通10-1-2ただし書）

法人の役員に対する贈与	贈与時における資産の価額（時価）（法28②二）	その資産（棚卸資産に限る）の課税仕入れの金額以上の金額で、かつ、その資産の通常他に販売する価額のおおむね50%以上に相当する金額を申告したとき その申告をした価額（基通10-1-18）
-------------	-------------------------	---

【課税標準の留意事項】

- ① 代物弁済・交換における差額・差金を加算・控除しているか
- ② 酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税を課税資産の譲渡等の対価の額に含めているか
- ③ 軽油引取税、ゴルフ場利用税、入湯税が明確に区分されている場合に、課税資産の譲渡等の対価の額から除いているか

消費税額の計算

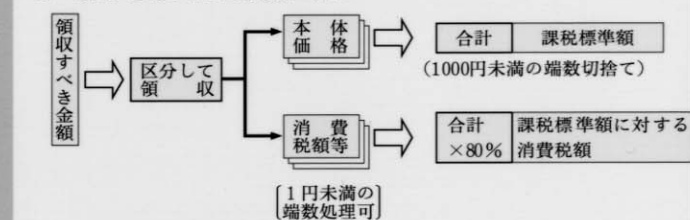
1 課税標準額に対する消費税額の計算

課税標準額 × 4% = 課税標準額に対する消費税額
(1,000円未満の端数切捨て)

税込経理方式	資産の譲渡等の対価の額（税込価額）× $\frac{100}{105}$
税抜経理方式	（資産の譲渡等の対価の額（本体価額） + 仮受消費税等）× $\frac{100}{105}$

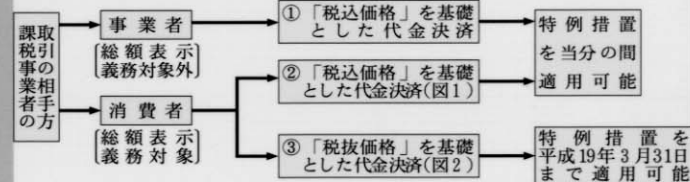
2 一領収単位（レシート）ごとの端数処理の特例

(1) 特例が適用される区分領収の流れ



(2) 特例の廃止と経過措置

上記の特例が平成16年4月1日以後廃止され、以下の経過措置が設けられた。



(税込157円、税抜150円の商品の場合)

図1 ②の適用が受けられる例

吹田ストア 片山店	
平成16年4月1日(木) 17:18	
3 × 157円	
カップラーメン	471
合計	471
(内税 22)	22
現金お預かり	500
お釣り	29

図2 ③の適用が受けられる例

吹田ストア 片山店	
平成16年4月1日(木) 17:18	
3 × 150円	
カップラーメン	450
小計	450
税 (5%)	22
合計	472
(内税 22)	22
現金お預かり	500
お釣り	28

① 「税込価格」を基礎とした代金決済とは、代金決済を行う際に発行される領収書等において、その領収金額に含まれる消費税相当額の円未満の端数を処理した後の金額を明示している場合をいう。

総額表示の義務付け

総額表示とは、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合に、税込価格の表示を義務付けるもので、平成16年4月1日から実施される。

- ① 対象となる取引………課税事業者（免税事業者は対象外）が行う取引
- ② 対象となる表示媒体………商品本体・店頭による表示、チラシ・新聞・テレビ・インターネットによる広告など
- ③ 対象とならない表示等………店頭による価格の提示、レシートや請求書等の代金など
- ④ 総額表示の主な例………10,290円（税込）、10,290円（税抜9,800円）
10,290円（うち消費税額等490円）

(社)吹田納税協会・吹田納税貯蓄組合連合会
吹田商工会議所・摂津市商工会
吹田税務署